## 歯科保健推進条例の改正に係るパブリックコメントに対する対応

番号	該当箇所	寄せられた意見	対 応
1	全体に係 るもの	「意見募集の期間」について、既にある条例の一部を改正するために実施する意見募集なので、仕方がないかもしれないが、募集期間が短く思う。今後、条例の改正について意見募集を行う時は、もう少し期間を延ばして実施するべきと考える。	今後の課題として検討し、希望に沿えるよう努力します。
2	全体に係るもの	歯科保健推進県としてトップランナーの本県ですが、歯科保健推進条例ができて4年目、そろそろ理念法から実践法へ脱皮した方が良いのではないか。 口腔保健法もできた今こそ、条例改正の時期である。毎日、診療をしていても子どものむし歯は格差を持って存在する。歯周病治療と予防で通院する方も多く、介護施設に往診に行っても口腔ケアや診療を受けられる人は、家族の理解が必要なことから、限度がある。障害者や妊婦には今以上に支援が必要であり、まだまだ歯科保健は十分とは言えない状況にある。また、条例そのものの存在を知っている県民も少なく、法的基盤を強くすることで、歯科専門職も歯科保健を力強く推進して行くことができるものと考える。	条例改正については、成立に向け、速やかに手続きを進めてまいります。 そのほかのご意見については、歯科保健政策全般に関するものとして、参考にします。
3	全体に係るもの	・地域格差の是正について へき地などは十分な歯科保健医療を受けることができない、 その要求さえあがらない状況があるのではないか。救急医療を 含め医科の問題点が 山済みで大きくクーロズアップされる分だ け、2番目3番目になっている。県民が平等に歯科保健医療 サービスを受けられるようにしてほしい。	第2条で、歯科疾患が重症化しやすく、口腔機能に問題のある障害者や要介護者をはじめ、県民が適切な時期に必要な口腔保健サービスと医療を受けられるよう環境を整備することを基本理念としています。
4	第6条	改正案では「事業者は、歯科健診等の事業の実施に努める」となっているが、従業員の健康診断に加えて、歯科健診も行えば事業主の費用負担が増えることとなり、倍増まではいかなくても、1.5倍程度は費用がかかると思う。 事業主に歯科健診実施の努力義務を課すのであれば、県から事業主への歯科健診費用の助成をお願いしたい。	願いしたいという趣旨ですので、「事業の実施に努めるものと

番号	該当箇所	寄せられた意見	対 応
5	第6条	事業所、保険者の役割の追加に対して現在の日本経済の状況では、特に中小企業にこの役割を課すのことは難しいのではないか。これに対しては行政からの何らかの援助を必要だと思う。健診事業が行われれば、歯科だけでなく他の生活習慣病の予防にもつながるので医療費削減のためにも施策として十分に検討された上での補助を行ってほしい。	同上
6	第11条 第1項 第10号	・歯科口腔保健法第15条に定める口腔保健支援センターの設置の推進に関することについて 乳幼児から高齢者まで口腔の健康が全身の健康に極めて重要であることを鑑みてこの条例は作られたものと解釈される。特に、高齢者の口腔の健康を維持することが、誤嚥性肺炎の予防、栄養状態の改善、認知症の予防、などに役立ち、多くのメリットがあり、そのことが健康寿命の延伸にも繋がり、総医療費の減少にも極めて有用である。超高齢社会の中で、今後在宅での寝たきり高齢者の増加は明白であり、それらの人々の口腔の健康のために在宅歯科治療を推進するための施策を考え実行していくことは喫緊の課題と考えられる。 急性期病院から在宅診療へのシームレスに移行することに役立つ '退院時カンファレンス'に在宅歯科治療を担う歯科医師を参加させるコーディネーターとして、また在宅での摂食嚥下障害者・高齢者のリハビリのサポーターとして、医療圏ごとの口腔保健支援センターの設置は不可欠であり、口腔保健の啓発等のみでは全く県民のために機能するセンターとは呼べないことから、在宅障がい者・高齢者をもっと実効的に支援するためのセンターを具現化するために、必要な人員の確保等の点で、より強い指導力のある文言を希望する。	
7	第11条	・基本施策の追加に対して 新潟県は2度の地震災害を経験していることから、これから将 来のために経験した災害時歯科保健分野の内容を基本施策に追 加し、他県への災害時の指針とすべきものと考える。	災害時の歯科保健医療対策については、災害対策基本法に基づく新潟県地域防災計画に定めており、これに基づいて具体的な対応を行いますので、追加しないこととします。

番号	該当箇所	寄せられた意見	対 応
8		「にいがた健口文化推進月間」を11月に設定しているが、6月は「歯の衛生週間」、9月には健康増進普及月間」が設定されている。月間を設定し広く周知啓発やイベントを実施するに当たり、月間が分散するよりも6月や9月に併せて取り組む方が効率がよく、相乗効果も期待できるのではないか。特に9月は、生活習慣病対策等と併せての取り組みができることから、条例第1条の目的に沿うものと考える。	従来の6月の「歯の衛生週間」に加え、11月8日の「いい歯の日」がある11月を新たな推進月間として、重点的に普及啓発を行うこととしています。なお、その他様々な機会を捉えて普及啓発に努めてまいりたい。
9	第13条	「にいがた健口文化推進月間の創設」について、新潟県では、2月と9月を高齢者見守り強化月間に指定していることから、歯・口腔の健康づくりの習慣化を目的とするならば、「にいがた健口文化推進月間」も11月だけではなく、半年に1度ぐらいの頻度で推進月間とし、大いに「歯の健康」をアピールするべきではないか。	同上
10	第13条	・にいがた健口文化推進月間について 「全国初の歯科保健推進条例制定県」「12歳児のむし歯数が12年連続日本一少ない」、といった報告は県民として誇るべきものである。残念ながら、これらは県民に十分にアピールできていないことから、「にいがた健口文化推進月間」といった県民にとってよりわかりやすい文言を前面に出すことで、より歯科保健に対する県民の関心意識が向上し、ひいては本条例の本来の目的である生活習慣病予防へと効果的につなげることができるものと期待している。	条例に規定予定の「にいがた健口文化推進月間」の活用を含めた県民意識の高揚など歯科保健政策全般に関する意見として、参考にします。